

## 事業主の皆さんへ

# 平成 30 年 3 月 5 日から事務処理が変わります

## マイナンバーでの手続きが可能になります

平成 30 年 3 月 5 日から、厚生年金保険および国民年金第 3 号被保険者関係手続が基礎年金番号だけでなく、マイナンバーで行なうことが可能となり、手続の選択肢が増えます。

従来は、従業員を採用した場合、年金手帳の提出を求め、基礎年金番号により資格取得届を提出していましたが、今後はマイナンバーでの提出が可能となります。

※20 歳未満等で基礎年金番号をお持ちでない方は、マイナンバーを記入してください。

※被保険者のマイナンバーが変更された場合は、日本年金機構への届出が必要となります。

日本年金機構



◆従業員の方からマイナンバーを取得する際は、事業所においてマイナンバー法の本人確認が必要です。

※国民年金第 3 号被保険者や被扶養者に関する届を提出する際、被扶養者のマイナンバー法の本人確認を事業所において行っていただく場合があります。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

◆資格取得届にマイナンバーを記載いただくことで住所の記載を省略できます。(船員保険の被保険者を除く)。

## 氏名・住所の変更の届出について

平成 30 年 3 月 5 日から、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている厚生年金保険被保険者・国民年金第 3 号被保険者については、住民票の異動情報から年金記録の氏名・住所の情報を更新します。そのため、事業主様からの住所変更届等の提出が原則として不要となります。届出省略の詳細については、日本年金機構のホームページでお知らせします<sup>※1※2</sup>。

なお、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被保険者<sup>※3</sup>、海外居住者および短期在留外国人等の方については、引き続き住所変更届等の提出が必要となります。

※ 1 これまで、新規採用時や事業所を移った時の資格取得届において、住所欄に住民票住所以外の居所等を郵送先として記載する取扱いを可能としておりました。今後、居所等を郵送先として希望する方は、別途、住所変更届の用紙による手続をしてください。郵送先の登録を行った場合、住民票の異動情報から年金記録の住所情報を更新することができなくなるため、住所変更届の用紙による被保険者の意思確認が必要です。

なお、これまで、住民票住所以外の居所等を登録していた方も、今後は住民票の異動情報により住所情報が更新されます。住民票の異動情報による更新を希望しない場合は、改めて住所変更届の用紙による郵送先登録の手続が必要となります。

※ 2 厚生年金保険被保険者であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者本人である場合は、年金記録に連動し健康保険の記録も変更されます。なお、健康保険の被扶養者や健康保険組合の被保険者、被扶養者、70 歳から 75 歳の間の方などの健康保険のみに加入している被保険者については、別途、健康保険についての変更手続きが必要となります。

※ 3 基礎年金番号とマイナンバーが紐付かない厚生年金保険被保険者については、平成 30 年 7 月以降事業主様宛てに対象者をお知らせし、氏名・住所の変更があった場合は届出をお願いする予定です。

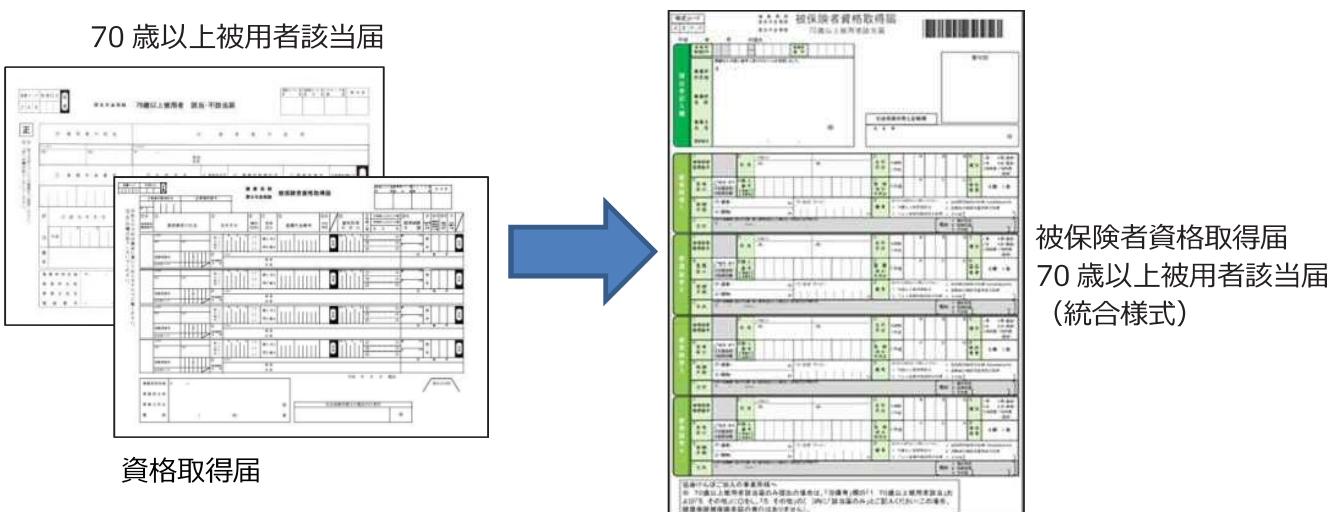
(詳細は、日本年金機構ホームページをご参照ください。)

なお、国民年金第 3 号被保険者については、別途、ご本人宛てにお知らせしますので、ご本人から氏名・住所の変更について届出があった場合は、提出をお願いします。

また、日本年金機構では、現在、資格取得時に基礎年金番号とマイナンバーの紐付けを行っております。届書の記載内容に誤りがあり紐付けができない場合には、届書を返戻することがあります。

## 3月5日以降は変更後の届出様式でご提出ください

平成30年3月5日から届書様式が変更になります。変更となる届書については、変更後の様式を使用してください。(様式統合、個人番号欄追加、様式レイアウトがA4縦判化等の変更があります。)  
※既に機構から送付した70歳到達による資格喪失届等の様式については、3月5日以降も使用することができます。



### ◆変更となる様式の一例

旧届書		新届書
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届／厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届／厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
・健康保険 被扶養者（異動）届 ・国民年金 第3号被保険者関係届	⇒	・健康保険 被扶養者（異動）届／国民年金 第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届／厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届／厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	⇒	・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届／厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

※上記の届書以外にも育児休業、産前産後休業の申出等変更となる届書があります。詳しくは日本年金機構ホームページに順次掲載いたしますのでご覧ください。

## 届書作成プログラムがバージョンアップします

電子媒体、電子申請で提出される場合は、新バージョンの「届書作成プログラム」をダウンロードのうえご提出ください。日本年金機構ホームページにて3月からダウンロード可能となります。